

③年度の途中で採用された者の勤続期間の計算にあたっては、採用年度の4月1日付で採用されたものとして取り扱う。

3.実施日

2026年4月1日から適用する。(勤続5年・2021年度入社、勤続10年・2016年度入社)
ただし、2020年度に社員として採用された者(勤続5年)及び2015年度に採用された者(勤続10年)は、2025年12月1日以降準備出来次第、「WESTERポイント」を贈呈する。

解説

これまでは、中堅社員としての「層の活躍を期待し、勤続15年社員を激励の対象としてきたところ。勤続5年及び10年の社員については、入社から定期間が経ち、中堅社員を目指すうえでより「層の活躍を期待する年次であること、2023年度より社会人採用が始まるなど、採用形態の多様化が進み年齢や勤続年数を問わず活躍する組合員が増加する中、当社を支える人財の定着の観点も加味する必要があることから、対象とします。

今回の措置は、勤続15年社員に対する激励と同様、勤続5年・10年という節目を捉え、将来に向けての活躍を期待して社員を激励するものであり、表彰とは性格の異なるものです。これに対して、永年勤続者表彰は「多年業務に精励した社員」を表彰するものであり、これまでの勤続における功績に対して表彰という形で報いるものになります。

【補足】カムバック採用や育児等を理由に退職した社員に対する再就職支援により、当社に社員として再採用された者については、退職以前の勤続年数を通算します。

勤続数	5年	10年	15年	20年	25年	30年	定年退職
趣旨 副賞	激励	激励	激励	—	永年表彰 20万円	—	退職慰労 —
その他	1万 ポイント	1万 ポイント	旅行券2万 1日 ボランティア	—	旅行券10万 時計	—	懐中時計
有給休暇 (リフレッシュ休暇)	—	—	2日/回	2日/回	2日/回	2日/回	2日/回

組合員の申請に基づき「WESTERID」に紐づく形で付与する仕組みとする予定です。WESTERポイントの期限は、付与年度の翌年度末までとなります。

課税

所得税並びに住民税の課税対象となります。所得税については基本的に贈呈月に課税処理を行い、住民税については翌年度の住民税に反映されることとなります。又、標準報酬には反映されないため、社会保険料の変動はありません。

補足

カムバック採用や育児等を理由に退職した社員に対する再就職支援により、当社に社員として再採用された者については、退職以前の勤続年数を通算します。

II 連盟等主催のレクリエーション活動における宿泊費助成額の引上げについて

1.実施内容

連盟等主催のレクリエーションにおける宿泊費の助成について、現在1泊5,000円を限度とした実費相当額を補助しているところ、1泊7,000円を限度とした実費相当額の補助へと引き上げる。

2.対象者

社員、契約社員、専門社員、シニア社員、シニアリーダー社員及びグランドシニア社員を対象とする。

3.実施日

2025年10月1日以降に開催される助成対象の大会から適用する。

【参考】連盟等主催のレクリエーションにおける宿泊費の助成対象となる大会

- ・連盟主催の「Jリーグ大会」および「J・R西日本大会」
- ・部外主催の「国際全国大会」「地方大会」

解説

昨今の宿泊料金の高騰状況を踏まえ、現状の宿泊費上限額を引き上げ本人の自己負担を軽減させることを通じて、連盟活動のさらなる活性化および社員の士気向上、健康づくりの促進を図ることを目的としています。

連盟

スポーツ活動(ラグビー、軟式野球など)と文化活動(バンド、文学など)の計21連盟が活動しています。

III 勤務時間中の組合活動に関する見直しについて

1.見直し内容

勤務時間中の組合活動として、新たに「地本青年女性委員会定期委員会に正規の構成員として出席する場合」を追加する。ただし、年1回2日以内に限る。

2.実施時期

2025年10月1日以降に実施される地本青年女性委員会定期委員会より適用する。

解説

勤務時間中に組合活動を行うことは原則として認められていませんが、労働協第6条の各項目に該当する場合で且つ、会社の承認を得た場合には勤務時間内に行うことができます。

今回の見直しにより、中央本部大会、中央委員会、地本大会、地本委員会、中央執行委員会、地本執行委員会、中央本部青年女性委員会定期委員会、地本青年女性委員会定期委員会に正規の構成員(役員、代議員、委員)として出席する場合で会社の承認が得られた場合に「組休」が認められます。

具体的な手続きとして、会社に承認を得るためには、正規の構成員であることを確認する必要があるため、主催者は構成員名簿(役員、代議員、委員)を支社等の労働担当窓口へ「組休」申請する組合員は、「会合等出席届」に必要事項を記入し、職場に提出しなければなりません。(構成員名簿、会合等出席届の提出期限については、勤務確定前に提出することが望ましい)

注意点として、「組休」が承認されると、その日またはその時間について会社からの賃金が支払われないため、翌月の給与(基本給、エリア手当、職務手当)が減額されます。減額された給与(基本給、エリア手当、職務手当)は、「組休適用に伴う減額証明書兼申請書」と給与明細に基づき、J・R西労組が補填します。

労働協約一部抜粋

(勤務時間中の組合活動)

第6条 組合員(専従者を除く。以下同じ。)は、勤務時間中に組合活動を行うことはできない。

ただし、次の各号のいずれかに該当し、会社から承認を得た場合には勤務時間内に行うことができる。

- (5) 中央本部大会、中央委員会及び地本大会、地本委員会に正規の構成員として出席する場合
- (6) 中央執行委員会及び地本執行委員会に正規の構成員として出席する場合

ただし、年1回2日以内に限る。

(7) 中央本部青年女性委員会定期委員会及び「地本青年女性委員会定期委員会」に正規の構成員として出席する場合

ただし、年1回2日以内に限る。

(8) その他組合の申し出により特に会社が承認した場合

(賃金の控除)

第7条 会社は、組合活動のため勤務に就かない者には、その日または時間について賃金を支払わない。ただし、前条第1号から第4号に該当する場合については賃金は控除しない。

(手続)

第8条 組合及び組合員は、第6条第5号、6号、7号、8号の定めるところにより、会社の承認を得ようとする場合には、会社が別に定める「会合等出席届」に必要事項を記入のうえ、少なくとも10日前までに会社へ届ける。

会社から別途説明された項目

I 書庫の便宜供与に関する見直しについて

1.実施内容

書庫の利用責任者について、最大2名まで認めることとする。

2.付記

利用責任者は引き続き書庫を設置する箇所に在籍する組合員に限る。

3.実施時期

2025年10月1日以降、準備出来次第実施する。

解説

各箇所の分会から書庫の利用責任者を2名とする申請を行うことで、書庫の鍵を2箇所持てるようになります。

II 移転休暇の取り扱いの見直しについて

1.見直し内容

移転休暇にいて、独身者及び単身赴任者が入寮又は退寮する場合は対象外としていたところであるが、対象として取り扱うこととする。

2.実施時期

2025年10月1日以降新たに発生する転勤に伴う引越しから適用する。

解説

(有給休暇)第163条 組合員が次の各号の1に該当する事由により勤務しない場合で、会社が認めた場合は、有給の休暇として付与する。

(8) 転勤に伴い引越しをする場合 ……………

1回に限り2日以内
休暇の申請は、自己申告によるもので、新入社員は対象外としています。

III 賃貸住宅補給金申請時の添付書類の見直しについて

1.内容

賃貸住宅補給金を申請する際の添付書類の一つとして、現在は「住民票記載事項証明書(写し)」を求めているが、これを提出することが困難な場合は「新住所と本人名義が分かる公共料金の請求書」の添付での代用を可能とする。

2.実施日

2025年10月1日以降の賃貸住宅補給金の新規申請より受け付ける。

解説

「新住所と本人名義が分かる公共料金の請求書」とは、主なものとして電気・ガス・水道等になります。

IV 駅係員・乗務員のスニーカー着用について

機動性の向上と労働災害事故を防止し、働きやすい環境づくりを進め、ワークエンゲージメントを高めていくための取り組みとして、下記のとおり駅係員・乗務員のスニーカー着用を可能とする。

1.対象者

駅係員、運転士、車掌、客室乗務員

2.着用方法



着用に際しての注意点

- (1) 靴紐、ソール部分、ロゴ、ワンポイント等も含めて全て黒一色とする。
- (2) デザイン性が高く、カジュアル過ぎるものは着用しない。

(例) 高いソール(厚底)、ハイカット、靴紐・留め具のないタイプ(スリッポン等)
(3) かかとを踏むなど、身だしなみとして不適切な着用方はしない。

3.実施時期

2025年10月1日以降

4.その他

関係規程類は後日改訂する。